

特別記事

尹秀鍾君学位請求論文審査報告

1 論文名

「日本・中国・韓国における社外・独立取締役制度研究」

2 論文の構成

序 章

第一編 日本法における社外取締役制度

第一章 日本型コーポレート・ガバナンスと社外取締役制度

第二章 社外取締役の独立性と法的役割

第二編 中国法における独立取締役制度

第三章 中国法における独立取締役制度の導入

第四章 中国上場会社における独立取締役制度

第三編 韓国法における社外取締役制度

第五章 韓国型コーポレート・ガバナンスと社外取締役制度

度

第六章 社外取締役制度の機能と問題点

終 章

参考文献

提出論文は、慶應義塾大学大学院法学研究科機関誌「法学政治学論究」にて刊行した複数論文を基礎として加筆訂正を加え、再構成したものであり、A4判で二九九枚である。

3 論文の目的と方法

独立した取締役がコーポレート・ガバナンスに貢献するという可能性に注目が集まっていること、および、日本、中国、韓国の立法政策も独立した取締役に期待していることを踏まえて、これら三国の会社法制度を觀察してみると、三国における近年の株式会社法改正の趣旨の大筋は、基本的に同じで、上場会社などの大規模株式会社におけるコーポレート・ガバナンスの改善であり、経営管理機構の抜本的な改革を行うという立法者の意思が確認出来る。従って、これら三国の独立・社外取締役制度を研究する意義が大きい存在するということが本論文の出発点である。

日本、中国、韓国においては、株式会社の機関設計に類似性があり、近年の会社法改正についても類似性が観察出来るのみならず、これら三国の株式所有構造においても、類似性がある。すなわち、中国上場会社における国有支配株主、日本において歴史的に形成された株式持ち合い構造、韓国の財閥企業オーナーあるいはその血族および系列会社による相互所有の構造に類似性がある。これらの類似性を勘案すると、日本、中国、韓国における比較研究の強固な基盤があるというのが本論文の立場である。

現在、コーポレート・ガバナンスに関する比較的研究は、日米欧など先進国間の研究がほとんどであり、英米法からの影響を受けて、英米法を参考にする国どうしの比較的研究は非常に少ない。同じように英米法を参照する立場で、日本、中国、韓国の三国において、英米法に由来する社外・独立取締役制度を導入するに至った背景、立法経緯、制度の概要および法的役割・位置づけについて比較研究を行えば、同制度に関する内容のみならず、三国の経済法制度および企業事情も明確になり、お互いに示唆を与えあうこともあるというのが本論文の主張である。

本論文は、研究上の手法と分析方法として、沿革的解釈や歴史的解釈の方法を採用し、更に、利益法学の発想と方

法に基づき、諸利害に分析を加え、比較法的な法制度論を通じて、新しい法制度の導入・構築過程における立法者意思の探究を行っている。本論文で利用されている資料、情報およびデータは、日本における資料収集活動のほか、現地調査等を通じて得られた中国および韓国の資料、文献、分析などを引用・参照している。

4 提出論文の内容

第一章「日本型コーポレート・ガバナンスと社外取締役制度」においては、日本会社法における規制構造が株主主権に基づいており、コーポレート・ガバナンス論議は、結局、経営者監視（モニタリング）に焦点を当てることになるとの観点から、論述をしている。

昭和二五年の商法改正により、米国法にならって取締役会制度が導入されたが、監査役はそれまで有していた業務監督権を剥奪されたため、業務執行機関の違法行為を阻止しにくいとの問題が生じた。そこで、昭和四九年の商法改正により、監査役の業務監督権を回復した。その後の改正により、監査役権限の強化や、地位の向上が図られたが、経営者監視（モニタリング）の議論は、「会社がこれ以上悪くならない」という観点のみならず、「会社をもっと良

くする」との観点を重視し始めた。これは、会社経営の効率性を高めるといふ観点の重視であり、監査役のみならず、独立した監督者としての立場から行動する社外取締役の重要性の認識に到達した。

平成一四年の商法改正が、社外取締役の導入を義務付けるのではなく、委員会等設置会社の特例の定款による採用という選択制度を導入したことは、画期的なことで評価出来る。この制度では、監査役の廃止を打ち出しており、歴史的転換点に立ったと解される。

第二章「社外取締役の独立性と法的役割」においては、社外取締役制度の導入の経緯を論述し、社外取締役の定義をいかに法的に定めても、社交界の友人などを社外取締役とすることを排除することは難しく、完全な独立性を求める困難性が指摘される。そのため、法的要請する最低基準を充足することで満足することなく、自主的に、それを超え、真の独立性をそなえた有能な人材を社外取締役に選任することが要請される。証券取引所の自主規制も一つの検討課題である。

社外取締役は、コーポレート・ガバナンスの万能薬ではない。社外取締役がその機能を発揮するためには、企業会計や開示規制の整備、企業内部統制の確立などのインフラ

ストラクチャアが必要である。社外取締役は、企業の体制が適法かつ効率性になっているかのスキームのチェックに主要な役割を見出すべきである。

現行会社法においては、監査役設置会社と社外取締役を必要とする委員会設置会社を選出出来ることになっているが、各企業がそれぞれの状況に応じてガバナンス機構に関する「実験」を行いやすい環境を整備しており、自主的に改革に取り組むことにより、日本企業の統治の実効性が飛躍的に高められることが期待出来る。

第三章「中国法における独立取締役制度の導入」においては、改革開放政策の下で、国有企業が株式会社化され、証券市場に上場されたけれども、国家がいまだに多量の株式を保有し、支配株主として不適切な行動をすることがある旨が指摘されている。そのような弊害を除去するために、独立取締役制度が導入された。しかし、中国法においては、独立取締役制度と監査役会制度を併存させており、このことが、構造上の不徹底を呼び起こしている。従って、この点に関して選択制を採る日本法及びその改正は示唆に富むと考えられる。

第四章「中国上場会社における独立取締役制度」においては、独立取締役制度の導入により取締役会内部の改組に

において著しい効果が見られたものの、当初の目標は達成されていない旨が指摘される。実際のところ、形骸化した「人情取締役」「花瓶取締役」が数多く、肝心の独立取締役の独立性も保たれてはいない。

中国における根本的な改善のためには、①国家が支配株主として君臨し、監督機構を無視する傾向のある支配構造を段階的に打破すること、②下位の行政部門法規（中国証券監督管理委員会の「指導意見」）ではなく、基本法としての会社法の次元で独立取締役制度の確立が必要であり、健全な法治国家に向け発展していくこと、③会社定款で独立取締役制度と監査役会制度を選択出来るようにし、各企業の事情に合った企業監督システムを導入すべきであり、中国法における両制度の並立を認めないことが必要である旨が主張される。

第五章「韓国型コーポレート・ガバナンスと社外取締役制度」においては、一九九七年の為替危機から始まった深刻な経済危機に直面して、財閥企業をはじめとする大企業の構造改革が加速した旨を踏まえて論述が展開される。二〇〇三年一二月の証券取引法改正により、上場会社または大統領令で定めるコスタック上場法人に対して、社外取締役を取締役総数の四分の一以上にすることを義務づけ、さ

らに、資産総額二兆ウォン以上の上場会社およびコスタック上場法人に対しては、三人以上、かつ取締役総数の過半数を、社外取締役とするように義務づけた。その上、すでに二〇〇〇年一月の証券取引法改正により、初めて社外取締役制度が法制化されるのみならず、資産総額二兆ウォン以上の証券会社、上場会社および金融機関に監査委員会の設置を強制し、監査委員会の総数の三分の二以上は、社外取締役をもって当てることが定められている。このようにして、韓国においては、米国型の大規模公開会社の経営監督体制の確立がなされた。

第六章「社外取締役の機能と問題点」においては、韓国における社外取締役の法規制が外形的側面を重視しているため、法定要件の充足に走りがちであり、立法者の期待していた社外取締役の役割と機能が充分に果たされていないことが指摘される。社外取締役の選任法定員数を少なくするために、社内取締役の数を減少させ、登記はされていないが取締役の役割を果たす者（取締役待遇）を工夫するとの尋常ならざる事態が生じている。立法政策としては、画一的な法制化によるのではなく、一定の基準を示すにとどめ、実務上の具体的な設計において柔軟性を付与することが最も望ましい。

「終章」において、以下の結論が示される

①株式会社における所有構造において、日本、中国、韓国における支配的地位にある株主の安定的君臨を崩し、一定の緊張と均衡の関係が保たれる所有構造を構築することが、社外・独立取締役制度の定着に必要である。

②社外・独立取締役制度の立法において、監査役制度との選択制を採る日本型立法モデルは示唆に富む。証券取引所等の自主的規制も検討されなければならない。

③社外・独立取締役制度は、コーポレート・ガバナンスの一環であり、同制度に対する過剰な期待は禁物である。

④日本、中国、韓国における社外・独立取締役制度は、その導入の歴史が浅く、立法的側面からの種々の制度的補完が必要である。

5 提出論文の評価

提出論文は、社外・独立取締役制度について、問題の所在を的確に把握し、着実な解釈論を展開するのみならず、日本、中国、韓国の三か国における当該法制度に関する比較法研究としても有益な見解を示し、制度の理解を一段と深化させ、会社法学の分野において、大いなる寄与を成し遂げた業績と高く評価出来る。

提出論文は、コーポレート・ガバナンス（会社の統治）という会社法学における永遠の課題を巨視的に把握しつつ、社外・独立取締役制度という個別問題を究明しようとするもので、その学問態度は、研究者の一つの模範例と評価出来る。

比較法の観点選択とその方法も、適切であり、英米法との比較に重点を置くのではなく、東アジアの主要経済活動国である日本、中国、韓国の法制度比較に焦点を当て、分析を展開しているのは、斬新な試みであり、学会に新風を吹き込むものと解される。

法解釈のあるべき姿としては「立法者の意思」の探究なのか、あるいは、「法の意思」探求なのかは、議論のあるところであるが、提出論文は、「立法者の意思」の探究との立場を採用し、その方法論を忠実に採用している。提出論文で展開されたこの解釈方法論の理解が、論者の業績を通じて、東アジアにおいても更に広まることが期待できる。

社外・独立取締役の資格について、法律により、いかに厳格に規定しても、知恵の回る者によって潜脱されてしまうことは、論者の指摘どおりである。しかし、長期的観点からすれば、誤魔化し、あるいは、潜脱は、世間や市場により見破られてしまい、淘汰されることになる。従って、

論者が、自発的、あるいは、自主的な取り組みを重視し、例えば、証券取引所の自主ルールによる対応を評価する旨を論述していることは、極めて妥当である。

社外・独立取締役制度に対する過剰な期待は禁物であるとの結論は、十分に論証されており、説得力がある。そしてこの制度の確立のためには種々の制度的補充が必要であることも的確に示されている。

論者は、日本の会社法における、監査役制度採用会社と社外取締役を義務付ける委員会設置会社の選択可能性を高く評価している。第三者的観点から、冷静に日本法を分析できる論者のこの評価は、昨今、何かと自信喪失気味の日本国と日本国民に希望と勇気回復の契機を与えてくれる。

提出論文は、以上の次第で、社外・独立取締役制度に関する研究として高く評価出来、解釈論、比較法論、立法論の観点から、会社法学に大いに寄与するものである。

6 結 論

審査員三名は、一致して、本提出論文が高い学問的水準に到達しており、慶應義塾大学の博士（法学）学位を授与するに相応しいと判断する。

平成二二年一月九日

主査	慶應義塾大学法学部教授 大学院法学研究科委員	加藤 修
副査	慶應義塾大学法学部教授 大学院法学研究科委員	宮島 司
副査	慶應義塾大学法学部教授 大学院法学研究科委員	山本爲三郎